

## 長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、建設業法（以下「法」という。）第26条各項に規定する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者若しくは監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）及び長野市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第1項第1号に規定する現場代理人（以下「技術者等」という。）の設置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 主任技術者 法第26条第1項の規定により、請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (2) 監理技術者 法第26条第2項の規定により、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の合計が4千5百万円（建築一式工事の場合は、7千万円）以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (3) 特例監理技術者 法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者補佐を工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。
- (4) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書の規定により、監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。
- (5) 現場代理人 約款第10条第2項の規定により、工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者をいう。

### (技術者等の雇用関係)

第3 技術者等は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。

- 2 直接的な雇用関係とは、当該技術者等とその所属する建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働期間、雇用及び権利構成）が存在することをいう。
- 3 恒常的な雇用関係とは、当該技術者等とその所属する建設業者との間で、一般競争入札にあっては入札の申込のあった日、指名競争入札にあっては入札の執行日、随意契約にあっては、見積書の提出のあった日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

### (技術者等の専任)

第4 法第26条第3項に規定する政令で定める重要な建設工事に設置する主任技術者又は監理技術者は、別に定める場合を除き、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

- 2 契約当初は主任技術者又は監理技術者の専任義務が不要な工事であった場合でも、

変更契約により、専任が必要とされる請負代金額以上になった場合は、変更契約時点から専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

- 3 特例監理技術者を配置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。
- 4 現場代理人は、別に定める場合を除き、工事現場ごとに常駐しなければならない。
- 5 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。
- 6 常駐とは、当該工事の現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることをいう。

(技術者等の兼務)

第5 主任技術者等は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができる。

- 2 専任の主任技術者は、次の各号のいずれにも該当する工事で、対象となる全ての工事について発注者に主任技術者兼務届(様式第1号)を提出した場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の主任技術者を兼ねることができる。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(資材の調達を一括で行う場合及び工事の相当の部分を同一の下請負者で施工する場合を含む。)であること。

(2) 工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること。

(3) 同一の建設業者が施工すること。

(4) 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は2件までとする。

- 3 特例監理技術者は、次の各号のいずれにも該当する工事で、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置し、対象となる全ての工事について発注者に特例監理技術者配置届(様式第2号)を提出した場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された2件の建設工事の特例監理技術者を兼ねることができる。

(1) 長野市(上下水道局を含む。)が発注した工事であること(ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。)

(2) 兼務する工事現場が、いずれも長野市内であること。

(3) 兼務する工事が、24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な維持工事同士でないこと。

(4) 技術的難易度が高いなどの理由により、発注者が特に兼務できないものと認める工事でないこと。

(5) 監理技術者補佐の担う業務の範囲について、あらかじめ発注者の確認を受けること。

- 4 現場代理人は、次の各号のいずれにも該当する工事で、対象となる全ての工事について発注者に現場代理人兼任届(様式第3号)及び連絡員配置届(様式第4号)

を提出した場合は、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができる。

- (1) 長野市（上下水道局を含む。）が発注した工事であること（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。）。
- (2) 当初の請負金額がいずれも4千万円未満の工事であること。
- (3) 兼任する工事現場が、いずれも長野市内であること。
- (4) 兼任する全ての工事現場について、常駐、かつ、元請負者の社員である連絡員を配置できること。
- (5) 設計図書等において、兼任できない旨が示されていないこと。
- (6) 同一の現場代理人が兼任することができる工事の数は2件までとする。
- (7) 現場代理人が兼任することができる条件を満たさなくなった場合は、現場代理人を兼任している全ての工事について発注者に、現場代理人兼任解除届（様式第5号）を提出するとともに、条件を満たさなくなった工事における常駐の現場代理人を新たに配置し、当該工事の発注者に現場代理人等変更通知書を提出するものとする。

（現場代理人の常駐期間）

第6 現場代理人としての権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されており、次の各号のいずれにも該当する場合は、工事現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）に着手するまでの期間
- (2) フレックス工期契約制度を適用する工事におけるフレックス適用期間
- (3) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) しゅん工検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

（主任技術者等の変更）

第7 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

2 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、主任技術者等の工期途中での交代は、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真

にやむを得ない場合を除き原則認められない。真にやむを得ない事情により、主任技術者等の変更の必要が生じたときは、発注者と協議すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。  
(要領の廃止)
- 2 専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領（平成25年10月1日施行）（以下「主任技術者要領」という。）は廃止する。
- 3 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（平成23年10月1日施行）（以下「現場代理人要領」という。）は廃止する。  
(経過措置)
- 4 主任技術者要領及び現場代理人要領に基づき発出された技術者等に関する取扱通知については、この要領の施行後も、なお従前の例による。  
(特例措置)
- 5 第5第4項第2号、第4号及び第6号について、令和6年3月31日までの間、次のとおり特例を適用する。  
第2号 削除  
第4号 兼任する全ての工事現場について、常駐、かつ、元請負者又は下請負者の社員である連絡員を配置できること。  
第6号 同一の現場代理人が兼任することができる工事の数は5件までとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(様式第1号)

## 主任技術者兼務届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、建設業法施行令第27条第2項及び長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領第5第2項の規定に基づき、主任技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

主任技術者氏名		
主任技術者連絡先		通常： 携帯電話：
新たに兼務する工事	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円（専任・兼任）
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	
既に主任技術者と	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円（専任・兼任）
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	

1 兼務の条件（いずれかを選択、又は記入してください。）

✓	兼 務 の 条 件
	1 密接な関係について
<input type="checkbox"/>	(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる
<input type="checkbox"/>	(2) 施工にあたり相互に調整を要する
	具体的理由:
	2 工事現場の相互の間隔 （約 km）
	3 専任の要否
<input type="checkbox"/>	(1) いずれも専任（請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上）を要する工事
<input type="checkbox"/>	(2) いずれか一方が専任を要する工事

2 その他

- (1) 当初の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の長野市（長野市又は長野市上下水道局をいいます。）が発注した工事で、主任技術者がその他の工事を兼務する場合に提出してください。

(様式第2号)

特例監理技術者配置届 (監理技術者兼務届)

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、建設業法第26条第3項ただし書及び長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領第5第3項に基づき、特例監理技術者を配置することとしたいので届け出ます。

特例監理技術者氏名					
特例監理技術者連絡先		通常：	携帯電話：		
新 た に 兼 務 す る 工 事	工 事 名				
	工 事 場 所				
	契 約 金 額	円			
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			
	発注機関名 及び担当部署				
	監督員氏名				
	備 考				
	監理技術者補佐 氏 名		生年月日	年 月 日	
	監理技術者補佐 資 格	資格の名称		番号	
	監理技術者補佐 連 絡 先	通常：	携帯電話：		
監理技術者補佐が 担 う 業 務					

既 な に 監 理 技 術 者 と 工 事	工 事 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額	円		
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
	発注機関名 及び担当部署			
	監 督 員 氏 名			
	備 考			
	監理技術者補佐 氏 名		生年月日	年 月 日
	監理技術者補佐 資 格	資格の名称		番号
	監理技術者補佐 連 絡 先	通常 :		携帯電話 :
	監理技術者補佐が 担 う 業 務			

添付書類 ・ 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等） ・ 免許、資格証の写し  
 ・ 監理技術者補佐の資格者証等の写し

兼務の条件（確認事項）

<input checked="" type="checkbox"/>	兼 務 の 条 件
<input type="checkbox"/>	（１）建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	（２）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。
<input type="checkbox"/>	（３）２４時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士の兼務ではない。
<input type="checkbox"/>	（４）特例監理技術者が兼務できる工事は工事場所がいずれも長野市内であること。
<input type="checkbox"/>	（５）技術的難易度が高いなどの理由により、発注者が特に兼務できないものと認める工事でないこと。

国又は長野県が発注した工事については、事前に下欄に当該発注機関の長の承認を受けてください。

他の発注機関の承認欄

監理技術者の兼務について承認します。

年 月 日 発注機関名





(様式第3号)

## 現場代理人兼任届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第10条第3項及び長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領第5第4項の規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： <span style="float: right;">携帯電話：</span>
新たに兼任する工事 ①	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	
兼任する工事 ②	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
	備考	

兼 任 す る 工 事 ③	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
	備 考	
兼 任 す る 工 事 ④	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
	備 考	
兼 任 す る 工 事 ⑤	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
	備 考	

※ 兼任の条件（いずれかを選択、又は記入してください。）

✓	兼 任 の 条 件
✓	1 常駐を要しない期間（ 年 月 日～ 年 月 日）における兼任 ※ 現場代理人兼任届（本書）2（3～5）通、常駐を要しない期間であることを確認できる書類
□	(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
□	(2) フレックス工期契約制度を適用する工事におけるフレックス適用期間
□	(3) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
□	(4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
□	(5) しゅん工検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
□	2 兼任することができる工事で、条件を満たす場合の兼任 ※ 現場代理人兼任届（本書）及び連絡員配置届 各2（3～5）通（国又は長野県等が発注した工事については、当該発注機関に確認してください。）
□	3 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理する場合の兼任 ※ 現場代理人兼任届（本書）1通（主任技術者兼務届と併せて提出してください。）

国又は長野県等が発注した工事については、事前に下欄に当該発注機関の長の承認を受けてください。

他の発注機関の承認欄 現場代理人の兼任について承認します。  令和 年 月 日 発注機関名 <span style="float: right;">⑩</span>
---

他の発注機関の承認欄 現場代理人の兼任について承認します。  令和 年 月 日 発注機関名 <span style="float: right;">⑩</span>
---

他の発注機関の承認欄 現場代理人の兼任について承認します。  令和 年 月 日 発注機関名 <span style="float: right;">⑩</span>
---

他の発注機関の承認欄 現場代理人の兼任について承認します。  令和 年 月 日 発注機関名 <span style="float: right;">⑩</span>
---

(様式第4号)

## 連絡員配置届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第10条第3項及び長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領第5第4項に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので、連絡員について届け出ます。

工 事 名		
工 事 場 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通 常 連 絡 先	
	緊 急 時 連 絡 先 (携 帯 電 話)	
備 考		

(様式第5号)

## 現場代理人兼任解除届

年 月 日

長野市長 宛  
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所  
受注者 商号又は名称  
代表者氏名

次のとおり、工事請負契約款第10条第3項及び長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領第5第4項に基づき、現場代理人の兼任を（全部・一部）解除することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： <span style="float:right">携帯電話：</span>
① <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事 由及び 発生 年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日
② <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事 由及び 発生 年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日

<input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事由及び 発 生年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事由及び 発 生年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 引続き兼任 <input type="checkbox"/> 解除	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	兼任を解除 する場 合の事由及び 発 生年月日	解除の事由： 発生年月日： 年 月 日